

時間単位年休に関する労使協定

株式会社トラステイルグループ（以下「会社」という。）と従業員代表とは、時間単位年休に関して、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 すべての従業員に適用する。但し、フレックスタイム勤務制の適用を受けている従業員には適用されない。

（日数の上限）

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

（1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者 | 6時間 |
| ② 所定労働時間が6時間を超え7時間以下の者 | 7時間 |
| ③ 所定労働時間が7時間を超え8時間以下の者 | 8時間 |

（取得単位）

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定は2025年2月1日から有効とする。

2025年2月1日

株式会社トラステイルグループ

代表取締役

川倉純一

従業員代表

岩村朋香